



# 『第三次さわふじプランお便り』

(第三次西原町男女共同参画計画)

～プラン策定の様子をお知らせします～

(2012年12月21日発行) No.4

## 「お便り」の目的と活用

このお便りは、第三次さわふじプラン策定の様子と概要を、策定に携わっている事業関係者や西原町民に、わかりやすく伝えるための『お便り』です。

このお便りは、平成24年10月から平成25年3月までの期間、毎月1回程度発行されます。

策定に関わっている事業関係者(審議会委員・さわふじプラン推進員など)には、郵送にてお届けします。

また、行政職員やワークショップ(公開講座)参加者、西原町民には、このお便りの内容を『西原町ホームページ』にて公開いたします。

## お便り第4号トピックス

※第三次さわふじプラン策定に向けて、第3回策定審議会が開催されました。

「第二次さわふじプランの評価」「第三次さわふじプランに向けての重要課題の設定」「計画の基本理念」「施策の柱」などが審議されました。

※引き続き同会場において、審議委員・地域推進委員・町民等34名の参加で、第三次計画策定に向けた重要課題(「DV」「男女共同参画社会をつくるには」)を中心に基礎講座とワークショップを開催しました。

## 「第三次さわふじプラン」とは?

西原町は「西原町男女共同参画推進条例第13条」に基づき、家庭や地域や職場など、日々の暮らしの中で、年齢や性別で差別されたり不愉快な思いをすることなく、お互いを尊重しあい、安心して生活できるまちづくりを目指しています。

この計画は、上記のまちづくりを計画的かつ総合的に実施するためのプランです。

『さわふじ』の名称を第一次計画から継承することが第1回審議会で決まりました。

この計画の上位となる条例をシリーズでご紹介します。

## 西原町男女共同参画推進条例に用いられている用語の定義

### 「男女共同参画」とは??

男女共同参画 すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を発揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

※条文2条-(1)から抜粋。全文は西原町ホームページ「男女共同参画」のページで!!

## ※お知らせ※

### 第4回審議会

日時：平成25年1月18日(金)  
15:00～17:00

会場：西原町役場2階大会議室

### 今後の審議会スケジュール

・第5回審議会 平成25年2月12日(火)15:00～17:00

・第6回審議会 平成25年2月27日(水)15:00～17:00

・第7回審議会 平成25年3月未定

## 第3回審議会

### 主な協議内容

- ❖ 第二次さわふじプランの評価
  - ・推進本部との意見交換に係る記録を確認
- ❖ 第三次さわふじプラン策定に向けた重要課題の設定
  - ・「ワーク・ライフ・バランス」「女性の就業、起業」「DV」
  - 「男女共同参画社会をつくるには」に決定
- ❖ 第三次さわふじプランの内容
  - ・計画書素案「第I章計画のあゆみ」
  - ・計画の「基本理念」「施策の柱」の内容



### 第三次さわふじプランの計画の「基本理念」「施策の柱」(案)

[基本理念]	[施策の柱]
1. すべての人の人権の尊重	(1) 人権尊重の推進 (2) 配偶者等からの暴力 (DV) の根絶
2. 互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重	(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの推進 (2) 生涯を通じたすべての人の健康づくりの推進
3. あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現	(1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進 (2) 男性及び子どもに向けた意識啓発の推進 (3) 男女共同参画に関する大学等との連携・協力
4. 社会における制度または慣行についての配慮	(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画の実践促進 (2) すべての人が安心して暮らせる環境の整備
5. 政策や方針等の立案及び決定への共同参画	(1) 政策・方針決定過程への更なる女性の参画促進 (2) 女性の就労環境の整備 (3) 推進体制と拠点機能の強化
6. 家庭生活における活動と他の活動の両立	(1) 雇用等の分野におけるすべての人の均等な機会と待遇の確保 (2) 育児及び介護を支える環境づくり (3) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進
7. 国際社会における取り組みとの協調	(1) 国際的視野をもった男女共同参画の支援 (2) 平和に向けた文化・国際交流の推進

## 基礎講座とワークショップ

### 男女共同参画計画の基礎知識を学ぶ

審議会委員・地域推進委員・町民等 34名の参加で、「DV (ドメスティックバイオレンス)」のテーマを中心に基礎講座を開催し、それに対して質疑や意見交換をしました。

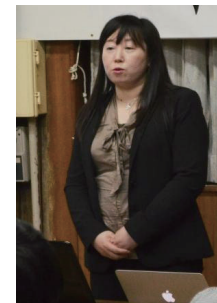
#### 講座の概要

- ・ドメスティックバイオレンス (DV) とは
- ・他の暴力とは何が違うのか
- ・加害者はなぜ暴力をふるうのか
- ・女性に対する暴力が多いのはなぜか
- ・DVの種類 (身体的・精神的・性的)
- ・暴力のサイクル～繰り返されるDV～
- ・DV介入の難しさ～加害者側から、被害者側から～
- ・日本の法律とその問題点

#### [参考資料]

『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の概要』(内閣府男女共同参画局)

※サイト：<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>



△ 講師の矢野 恵美さん



### 第三次さわふじプランに向けて重要課題をワークショップで探る

基礎講座を踏まえて「DV」と「男女共同参画社会をつくるには」の重要課題を中心にワークショップをしました。10代～20代のグループ、30代～70代のグループに分かれて、日頃感じている疑問や意見を出し合いました。さらに、各グループで出た意見をまとめ、互いに発表しあうことで、幅広い世代の認識を深めました。同じテーマでも、世代や経験によって認識が違うものもありましたが、共通の意見を以下にまとめました。

「DVという言葉は聞いたことはあるが、用語の意味、法律の内容まで知らなかった。学べてよかった」

「“男女共同参画社会”という言葉は難しく聞こえる。日々の暮らし、仕事の中で起こっている具体的な課題を“言葉”にしてみんなで話し合って解決していける広報周知、研修、情報交流の機会をつくるのが大切」

